

入札参加者 各位

財政局財政部契約課長

新型コロナウイルス感染症対策の入札等における臨時的取扱い

標記の件について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図り、来庁者の安全を確保するため、令和2年3月31日付で本市発注工事等（財政局契約課工事契約係扱い分）の現場説明会、並びに入札時(以下「入札等」とします)に感染症予防対策を周知し実施しているところです。

しかし、この間の緊急事態宣言、および本市における感染者拡大状況を踏まえ、これまでの対応を一部見直し、更に来庁や接触を減らすよう以下の対応を予定しておりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

記

1. 対応

(1)現場説明

指名競争入札並びに随意契約等で、発注担当課からの仕様等を説明する場、いわゆる現場説明については、一同に会しての説明会の実施を当面の間休止し、以下の方法による設計図書類の交付を行い、現場説明の開催といたします。

つきましては、電子入札システムによる指名通知の受領、または、指名通知を受領し、入札説明書及び見積用設計図書類(以下 設計図書等)の交付を受けたことをもって現場説明への参加とみなします。

なお、設計図書、仕様書等の積算に関する不明点や確認は、これまで同様に発注担当課への質疑応答書の提出とし、発注担当課からの回答は FAX 等で周知いたします。

【電子入札対象案件】

電子入札ポータルサイトの入札情報公開サービスにて、各案件情報の入札公告等ファイル欄に設計図書等を添付しますので、指名通知書に記載されたパスワードを用いて、設計図書等のダウンロードをお願いいたします。

なお、設計図書等のデータ量が膨大等の理由で、上記によるファイルの添付が困難な案件に限り、発注担当課窓口での交付となる場合があります。

【紙入札対象案件】

発注担当課窓口での設計図書等の交付(指名通知後 2 営業日以内に受け取り)を原則としますが、他の受領方法を希望する場合、発注担当課との調整をお願いします。

(2)入札

【電子入札対象案件】

これまでの対応を継続し、全ての電子入札案件は、入札待合室の待機と入札室への入室

(立会)を制限し、担当職員のみで開札を実施します。

開札結果は入札情報公開サービスや、電子メールでお送りする落札候補者決定通知書または落札者決定通知書での確認をお願いいたします。

また、会社都合等により入札参加を辞退する場合は、必ず辞退する案件の開札時間の直前までに、電子入札システムから辞退届の提出によりお願いいたします。

なお、入札参加案件の開札時間が連続した場合、次の入札参加案件の直前に実施された開札結果のお問い合わせは、電話(直通 022-214-8125)にて対応させていただきます。

#### 【紙入札対象案件】

従来、電子入札の対象ではない業務委託やプレハブ建築物の賃貸借等については、当面の間、電子入札の利用者登録者を対象に、電子入札システムによる電子入札対象案件として入札を実施します。

上記以外の電子入札の実施が難しい案件(主に建築設計・設備設計)の場合に限り、これまでの紙入札による入札の実施を継続しますが、入札参加者は、マスク着用や手指の洗浄等、感染予防対策を実施のうえ、他の参加者等との接触を避けて静かに待機をお願いします。

また、入札待合室への入室は入札等開始時間の概ね 5 分前以降にご協力いただき、入札終了後は速やかに退出願います。(連続して入札に参加する場合も同様です。)

なお、建築設計・設備設計業務委託は、今後早い段階で電子入札システムによる電子入札対象として試行的な実施を予定しております。

※ 電子入札に参加する場合は、電子入札システムの利用者登録等が必要となります。  
詳しい登録手続き等につきましては、「電子入札システムポータルサイト⇒電子入札に参加するには」のホームページをご覧ください。

<http://www.city.sendai.jp/kojikeiyaku/jigyosha/keyaku/denshi/sanka-2.html>

#### 【随意契約等の見積合わせ】

##### ① 見積相手方が電子入札に登録している場合

指名通知、見積書提出等を電子入札システムによる電子入札によることとします。

なお、設計図書等の受け渡しは発注担当課との協議による方法とします。

##### ② 見積相手方が電子入札に未登録の場合

従来通りの紙による指名通知と見積書の提出によることとします。

なお、設計図書等の受け渡しは発注担当課との協議による方法とし、また会社都合により見積書を郵送等での提出を希望する場合、指名通知後、財政局契約課にお申し出下さい。

## 2. 適用期間

財政局財政部契約課工事契約係からの公告または、指名通知するものに適用し、令和 2 年 4 月 24 日から当面の間継続とし、感染症の発生状況等により見直すこととします。